

介護福祉士 奨学生募集



介護福祉士の養成校（専門学校・短大・大学）に在学中、または進学予定の方への奨学金貸与制度です。

特徴 1：月額 6 万円を支給

所定在学期間中、学校を卒業されるまで毎月 6 万円を支給します。
在学中の勤務はありません。

特徴 2：入職一時金制度があります（条件あり）

特徴 3：当院に勤務で返済不要

介護福祉士の資格を取得し、卒業した後、奨学金貸与総額に応じた所定期間（奨学金貸与総額÷6万円）当院に勤務すると、返済が不要になります。

ご連絡・お問合せ

医療法人社団 晴緑会 高知総合リハビリテーション病院

〒781-8135 高知県高知市一宮南町 1-10-15

☎ 088-845-1641（代表）

URL <https://www.jojinkai.com/kouchi/>

院内見学
随時受付中



介護福祉士奨学金制度のご案内

■対象者

- 介護福祉士養成学校（大学・短期大学・専門学校）に在学中、または入学見込の方。
- 卒業後、高知総合リハビリテーション病院に介護福祉士として勤務することを希望する方。

■貸与金額

月額 6万円

（例）

- 専門学校2年間 奨学金貸与の場合
 $6万円 \times (2年) 24ヶ月 = 144万円$

※「入学一時金」については条件がありますので、お問い合わせください。

■支給方法

奨学金を受ける方が指定した本人名義の金融機関口座へ振込み致します。

■支給期間

通学する養成学校の所定修業期間が最大支給期間です。例えば、2年制専門学校なら2年間、短大なら3年間、大学なら4年間になります。

学年の途中からの貸与ならば、手続き完了の翌月からの支給となります。

希望の期間のみ（例えば1年間だけ）の支給も可能です。

■手続きの流れ、Q & A

別紙の「奨学金支給までの流れ」および、パンフレット内のQ & Aをご覧ください。

■介護福祉士資格取得後の勤務

奨学金総受給額から計算した所定期間の勤務により、奨学金の返済が免除されます。

返済免除期間（月数）＝ 奨学金総受給額 ÷ 6万円 ※2020年8月改定

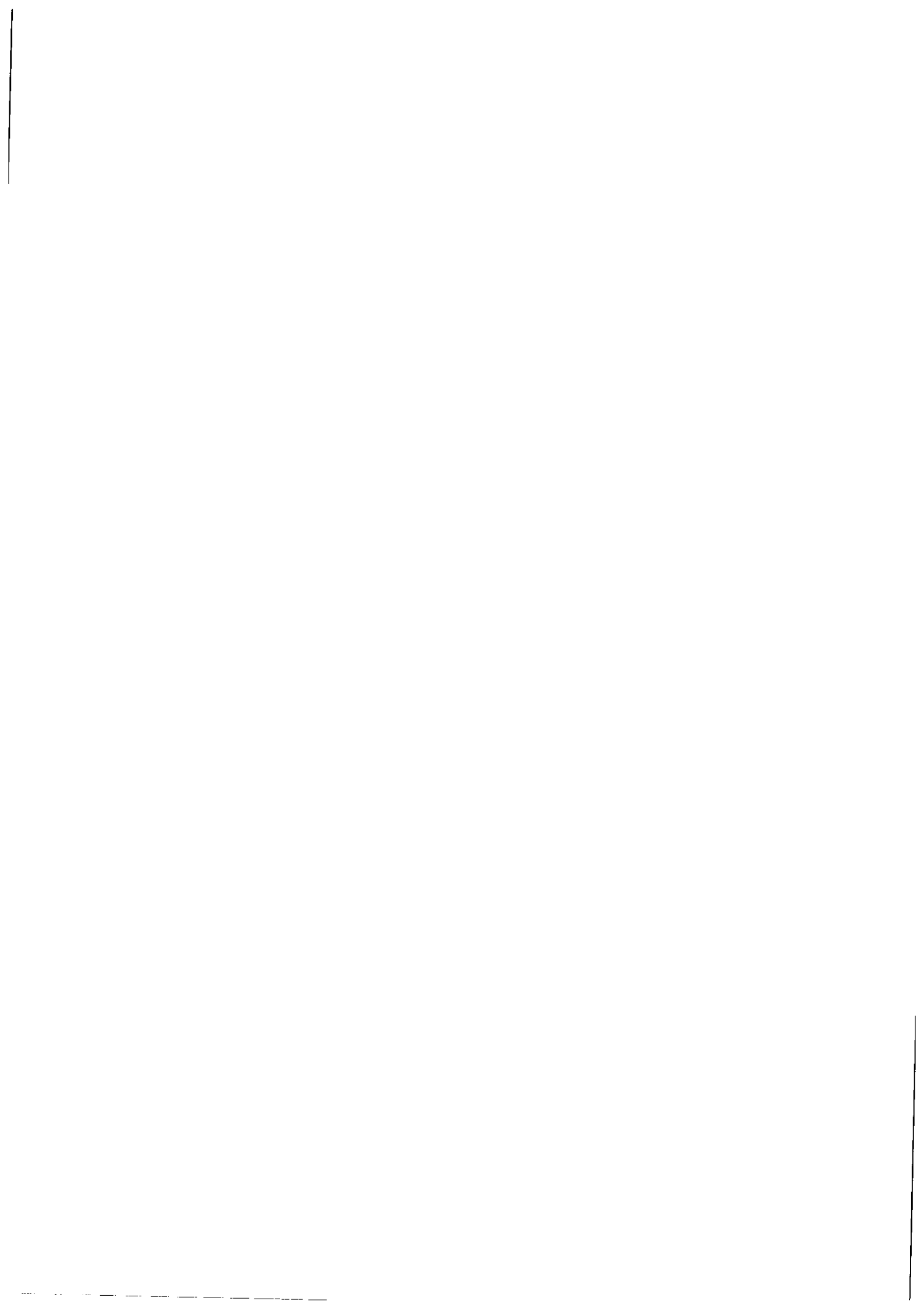
∴ 貸与期間と同じ期間勤務すれば返済が免除されます。

※勤務期間中に給与からの返済（天引き）はありません。

■病院見学など

随時受付しております。学生の方はもちろん、これから介護養成学校進学を目指す高校生や社会人の方も是非、病院見学にお越し下さい。

ご要望により、学校へご説明にお伺いしますので、ご連絡・ご相談ください。



介護福祉士奨学金制度の Q&A

分からない事は
気軽に聞いて
くださいね。



Q：介護福祉士奨学金制度ってどんな制度ですか？

A：介護福祉士になりたいという方を対象に、学費のバックアップを行い、安心して勉強に励んでいただくための制度です。
内容については、**介護福祉士奨学金制度のご案内**のパンフレットをご覧ください。

Q：奨学金の返済はどうなっていますか？

A：奨学金は、学校卒業後に介護福祉士として当院で「**返済免除期間**」を勤務していただければ返済の必要はありません。「返済免除期間」は、支給を受けた奨学金の額にもとづき、次の式で求めた期間となります。また、期間は月数で計算します。
■返済免除期間(ヶ月間) = 奨学金支給総額 ÷ 6万円

【返済免除期間の計算例】

月額6万円コースの奨学金支給を年2回の6万円コース(年2回×36万円=72万円)で3年間受けた場合、支給総額は216万円(72万円×3年間)です。返済免除期間は216万円÷6万円=36ヶ月になり、36ヶ月間当院で勤務して頂ければ返済の必要はありません。



Q：現在、高等学校に在学中ですが、介護福祉士の養成学校への進学が既に決まっています。年2回コースを希望していますが、1回目の奨学金を4月以前に受給できますか？

A：年2回のコースの場合、支払月は原則として4月、10月と決まっています。しかし、入学金や授業料の支払時期などの事情があると思いますので、4月、10月以前の支給については柔軟に対応いたします。お早めにご相談ください。

Q：介護福祉士専門学校に在学中ですが、奨学金の受給開始は新学期(4月)からですか？

A：看護学校に在学中の学生については、新学期(4月)に限らず諸手続きが済めば、翌月より奨学金を支給できます。



Q：奨学金を受給していて留年した場合、受給していた奨学金はどうなりますか？

A：留年中の奨学金の支給は一旦停止となります。「**奨学金貸与休止届**」を提出していただきます。翌年、無事に進級されると奨学金の支給を再開しますので、「**奨学金貸与休止解除届**」の提出をお願いします。
再度留年した場合は、奨学金の打ち切りとなり、それまでに支給した奨学金の全額を返還していただきます。

Q：奨学金を受給していましたが、介護福祉士の国家試験が不合格になってしまいました。受給していた奨学金はどうなりますか？

A：試験に不合格の場合は、支給した奨学金の全額を返還していただきます。ただし、翌年に再受験する意思表示があれば、返還を猶予します。再試験でも不合格の場合は、支給した奨学金の全額を返還していただきます。病院へご相談をお願いします。





Q：奨学金を受給していましたが、事情により休学（停学）しました。受給していた奨学金はどうなりますか？

A：奨学金の支給は一旦停止となります。「**奨学金貸与休止届**」を提出して頂きます。休学（又は停学）の理由によっては、奨学金の打ち切りとなり、それまでに支給した奨学金の全額を返還していただきます。病院へ連絡・ご相談をお願いします。

Q：奨学金の受給中に病院での勤務があるのでしょうか？

A：在学中に当院での勤務は一切ありません。奨学金は勉強に専念してもらうためのものですので、ご安心ください。



Q：病院に入職後、返済免除期間の途中で退職した場合、奨学金の返済はどうなりますか？

A：次の計算式で求めた金額を**退職日まで一括で返還**して頂くことになります。
■一括返済額＝
 [(返済免除期間の月数)-(当院での介護福祉士の実勤務期間の月数)]×6万円

【一括返済額の計算例】
 「返済免除期間」36ヶ月間(3年間)の方が、30ヶ月間(2年半)勤務し退職する場合、
 (返済免除期間36ヶ月-実勤務期間30ヶ月)×6万円=36万円
 となり、退職日まで36万円を一括で返還いただくことになります。

Q：病院に入職後、奨学金を受給した人と受給していない人とで給与に差があるのでしょうか？

A：奨学金の支給を受けたからといって、給与に差がつくことはありません。(奨学金返済分が給与から控除されることはありません。)入職時の初任給だけでなく、賞与・昇給等の待遇条件も変わりません。



Q：実務者研修の取れる養成学校に在学中ですが、奨学金は受けられますか？

A：**介護福祉士免許取得**ができる養成学校（専門学校・短大・大学）に在学中または進学予定が条件で、初任者研修および実務者研修の養成学校は対象外です。奨学金対象の学校など、詳しくは当院へお問い合わせください。

Q：もうすぐ卒業するので病院近くに引っ越しました。何か手続きが必要ですか？

A：入職にあたって電話や手紙などでご連絡しますので、住所や電話番号が変更になった時は、速やかに「**届出事項変更届**」の提出をお願いします。申し込み時から申請書類の内容に変更がある時は、一度ご相談ください。



<介護福祉士奨学金のメリット>

【メリット1】

当院に勤務することが条件ではありますが、逆に言えば就職先が内定しているとも言えます。つまり、**就職活動をしないで良い**、就職活動に時間を取られず**国家試験合格に向けた勉強に打ち込める**ということです。従って、将来、当院で働きたいと考えて下さる方には、大変利用価値のあるお勧めの制度です。

【メリット2】

通学中もサポートします。奨学金貸与者は、当院のスタッフの一員です。将来への相談など、いつでもあなたをサポートします。

ぜひ一度
ご相談
ください

